公告

町有財産（物件）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６の規定に基づき公告する。

令和元年５月17日

三朝町長　　松浦　弘幸

1　一般競争入札に付する物件

物件番号	財産名称	登録	※出力排気量	走行距離等	予定価格（円）	入札保証金（円）
1	多段渦巻ポンプ	平成29年１月	※7.5kw	未使用	300,000	30,000
2	消防車（積載車）	平成10年２月	2.77ℓ	12,110km	50,000	5,000

・予定価格とは、あらかじめ三朝町が定めた最低売払価格をいう。
・消防車は、敷地内移動に伴い走行距離に変動がある場合がある。

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）　地方自治法施行令第167条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第２項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

（２）　個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

（３）　日本語を完全に理解できること。

（４）　三朝町が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、順守できること。

（５）　公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。

3　一般競争入札の参加申込み等に関する事項

（１）仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和元年５月30日（木）午後１時から令和元年６月14日（金）午後２時までの間に、あらかじめヤフー株式会社の運用するインターネット公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みなど一連の手続を行うこと。

（２）本申込手続

一般競争入札の参加の申込手続は、（１）により参加の仮申込手続を完了した後、令和元年６月14日（金）までの開庁日の午前８時30分から午後５時15分までに、所定

の申込書により三朝町財政課へ一般競争入札への参加を申し込むこと。ただし、郵送により申し込む場合は令和元年６月14日（金）までの消印があるものを有効とする。

4　契約条項を示す場所

（１）　鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地２　三朝町財政課

（２）　三朝町ホームページより閲覧

5　現地説明（下見会）を行う日時及び場所

（１）日時　令和元年６月12日（水）午前９時から午後５時までの間

（２）場所　鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地２
　　三朝町役場（駐車場内等）

（３）備考　現地説明（下見会）は予約制で行うため、参加希望者は事前に連絡すること。
　　ポンプについては、役場参集後、現地へ案内する。

6　一般競争入札の場所及び期間

（１）場　　所　ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上

（２）入札期間　令和元年６月28日（金）午後１時から
　　令和元年７月５日（金）午後１時まで

（３）開　　札　令和元年７月５日（金）午後１時から

7　入札の方法

（１）ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

（２）郵送による入札書の提出は、認めない。

8　入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、３の手続と共に売払物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

（１）納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って納付すること。

（２）入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売払代金に充当する。

（３）入札保証金の引き落とし

落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。ただし、入札参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がある。

（４）落札者が、三朝町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は三朝町に帰属する。

9　契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和元年７月17日（水）午後５時までに、三朝町が定めた契約保証金（入札保証金を充当）を納付の上、契約を締結しなければならない。

10　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札並びに入札説明書（三朝町インターネット公有財産売却システムガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

11　落札者の決定の方法

入札期間終了後、三朝町は開札を行い、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。

12　売払い代金の納入

落札者は、売払い代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の全額を一括で納付すること。

（１）売払代金納付期限

令和元年７月19日（金）午後２時30分まで

（２）納付方法

売払代金は、次の方法で納付すること。なお、売払い代金の納付に係る費用は、落札者の負担とする。

ア　三朝町が用意する納付書による納付

イ　現金書留による送付（金額が50万円以下の場合のみ）

ウ　三朝町が指定する金融機関口座への納付

エ　現金を三朝町へ直接持参

（３）売払い代金の残金

売払代金の残金は、売払代金から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

13　所有権の移転及び名義変更

（１）売払物件の所有権は、落札者が売払い代金を完納した時に移転するものとする。

（２）売払物件の売払代金完納後の引渡しに要する費用、権利移転に伴う費用（車両登録に係る費用、自賠責保険料、運搬費用等）は、落札者の負担とする。

14　その他

（１）売払物件は経年による劣化、傷、不具合箇所があり、充分理解した上で入札するこ

と。また、三朝町は瑕疵担保責任を負わない。

（２）入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒682-0195　鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地２

三朝町　財政課

電話0858－43－3516

物品売買契約書

売払人 三朝町（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第２条　売買物品（以下単に「物品」という。）は、次のとおりとする。

物品の表示	規格	数量	備考

（売買代金）

第３条　物品の売買代金は、金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）とする。

２　乙は、売買代金から次条に定める契約保証金の額を減じた金額（　　円）を、甲が指示する方法により、一括して甲が指定する日までに納入するものとする。

（契約保証金）

第４条　乙が納入した入札保証金　　円は、契約保証金として全額充当するものとする。

２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約保証金の処分）

第５条　契約保証金は、第３条第２項に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

２　甲が第11条各号の規定により契約解除をしたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第６条　物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（名義変更手続き及びその費用）

第７条　乙は、前条の規定により物品の所有権が移転した後、速やかに甲に対し譲渡証明書等名義変更に必要な書類の交付を請求するものとする。

２　乙は、甲から交付された譲渡証明書等により、遅滞なく名義変更手続きを行い、登録識別情報等通知書等の写しを甲に提出しなければならない。これに必要な費用は、乙の負担とする。

※【多段渦巻ポンプは第７条削除】

（物品の引渡し）

第８条　甲は、物品の所有権が乙に移転した日から30日以内に甲乙両者が定める日に、物品を現状のまま乙に引き渡すものとする。

２　乙は、物品の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

３　乙は、物品の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、かつ、甲の指示に従うとともに、これに係る保険加入、輸送手配等の手続きを行わなければならない。なお、これに要する経費は、乙の負担とする。

（危険負担）

第９条　この契約締結後、物品の引渡しまでの期間において、物品が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、乙の負担とする。

（担保責任）

第10条　乙は、この契約締結後、物品に隠れた瑕疵等のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙が次に掲げるいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）　乙がこの契約に定める義務を履行しないとき

（２）　乙が物品の所有権が乙に移転した日から30日を過ぎてもこれを引取らないとき

（賠償責任）

第12条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条　乙は、第11条各号の規定によりこの契約を解除された場合において、物品に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを甲に請求することができないものとする。

（返還金）

第14条　甲は、第11条各号の規定によりこの契約を解除したときは、収納済みの契約保証金を除く売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利息を付さないものとする。

（契約の費用）

第15条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第16条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和元年　月　日

甲　売払人　鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地２
三朝町
三朝町長　　松　浦　弘　幸

乙　買受人